

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	森林経営管理法案	
規制の名称	災害等防止措置命令及び代執行	
規制の区分	新設	
担当部局	林野庁林政部企画課	
評価実施時期	平成 30 年 2 月	
規制の目的、内容及び必要性等	（１）森林における下記 ～ の事態の発生を防止し、国土の保全や水源の涵養という森林の持つ機能を発揮させることを目的として、市町村が森林所有者に伐採又は保育の実施その他必要な措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべきことを命ずることができることとする。 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること 当該森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること （２）市町村の長は、（１）の災害等防止措置を講ずべきことを命じられた森林所有者が、当該命令に係る災害等防止措置を講じなかったとき、講じても十分でないとき等には、森林所有者に代わり、自ら当該災害等防止措置を講ずることができることとする。	
想定される代替案	市町村が、森林所有者に対し、災害等防止措置を実施するよう行政指導を行う。	
直接的な費用の把握	要素	
	遵守費用	災害等防止措置に要する費用が発生する（（２）においては、当該費用が市町村により徴収される。）
	行政費用	（１）市町村に命令に係る事務経費が発生する。 （２）森林所有者から災害等防止措置に要する費用を徴収することとしているため、発生しない。
直接的な効果（便益）の		災害等防止措置の実施が促進され、機能が発揮された森林の割合が

把握	相当程度上昇することが見込まれる。	林の割合が一定程度上昇することが見込まれる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	これまで放置されていた森林の管理が行われることで、その周辺森林の所有者の意識が相当程度向上し、自発的な管理が進む可能性が高い。	これまで放置されていた森林の管理が行われることで、その周辺森林の所有者の意識が一定程度向上し、自発的な管理が進む可能性がある。
費用と効果（便益）の関係	本規制により、遵守費用としては、災害防止措置に要する費用が、行政費用としては、市町村に命令に係る事務経費が発生することとなるが、一たび災害等が発生した場合には、災害等防止措置に要する費用等をはるかに超える多大な費用が災害復旧のために必要となることを踏まえれば、本規制により、災害等が防止され、機能が発揮された森林の割合が相当程度増加することの効果は、本規制により発生する費用よりも大きい。 また、代替案については、遵守費用、行政費用ともに本規制と同程度であるにもかかわらず、行政指導に従い災害等防止措置を実施するか否かは森林所有者の意思に任されているために、その効果は本規制よりも小さい。 したがって、本規制を採用することは妥当である。	
その他の関連事項	「農林水産業・地域の活力創造本部」において改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日改訂)に取りまとめられた方針に基づく法律の新設である。	
事後評価の実施時期等	適切な管理により、機能が良好に保たれた森林の割合について、法施行後5年後に事後評価を実施する。	
備考		